

## 第4回委員会の振り返りと委員会後の経過についての報告

### 1 園歌について

#### (1) 委員会における主な意見

##### 1) 志津こども園について

- 志津幼稚園の園歌については問題（歌詞の変更にとまなう楽譜の変更は）ありませんか。

(G 委員)

⇒ 「志津幼稚園」を「志津こども園」に変えても問題なく歌えると思います。

(副委員長)

##### 2) 山田こども園について

<議論された園歌の案>

1. 楽しい 楽しい こども園 (委員会案)
2. 楽しい 山田 こども園
3. 楽しい 山田の こども園

※どの園歌の案を選んでも楽譜の変更が必要となる。

- 「楽しい」を「山田」に変更するかという議論ですが、1 番の初めに「わたしらよい子、山田の子」という歌詞があり、そこと言葉が重複してしまうので、私は「山田」に変更しない方がよいと思います。

(D 委員) (E 委員、F 委員、G 委員 賛同)

- 「楽しい 楽しい」を残した方が、楽しさが強調されていいのではないのでしょうか。(G 委員)

(A 委員、B 委員、副委員長、F 委員 賛同)

- 「幼稚園」を「こども園」に変更するだけでも楽譜の変更は必要ですか。(C 委員)

⇒ 「幼稚園」と「こども園」の文字数は同じですが、「幼」は1文字のように発音され、その後に休符が入るため、厳密にいうと、同じ楽譜では歌えません。(副委員長)

- 専門家である副委員長に、楽譜の変更案を書いていただくか、新たに該当部分の楽譜を示していただいて、委員会の希望を事務局から作曲者に提案するという調整をお願いできないでしょうか。

(青木委員長)

- あくまでも、作曲者に編曲してもらうということで、再度お願いしてみてもいいかがですか。

(A 委員、C 委員)

### 第4回委員会のまとめ

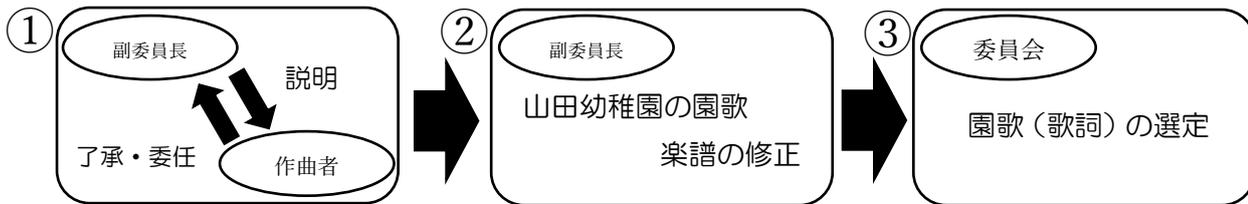
#### (1) 志津こども園

楽譜はそのまま、歌詞中の「幼稚園」を「こども園」に変更する。

#### (2) 山田こども園

歌詞については「楽しい、楽しい、幼稚園」を「楽しい、楽しい、こども園」に変更するということで決定して、楽譜については再度作曲していただくという姿勢で、事務局から作曲者に調整してほしい。

## (2) 委員会後の経過について (報告)



①副委員長から作曲者に委員会の主旨と幼稚園が認定こども園へ移行することについて、また、園歌の楽譜の修正についてご説明いただき、作曲者から楽譜の修正についてご了承いただきました。また、楽譜の修正については副委員長に委任されました。

②副委員長に山田幼稚園の園歌の楽譜を修正していただきました。

③今回の委員会では、修正後の楽譜をもとに歌詞の選定についてご議論いただきます。

## 2 園章について

### (1) 委員会における主な意見

#### G 委員

- 細かいデザインのものが多く見られます。このような作品は、これだけを見ている時はいいかもしれませんが、園旗などになり遠くから見たときに、志津を象徴するようなものとして見れるかどうかという視点で選んでもらえればよいと思います。
- 子どもの顔や人の笑顔を描いた作品も多くありますが、これは、現在のこども園への流れ、また、時代的なものが反映されているように思います。
- 子どもらしい顔は時代によって変わる可能性があります。また、将来、移民が増えたりするとそのことも配慮が必要になるかもしれないですし、男の子だけではだめ、女の子もいないといけないなど、園章のあり方も時代によって変わってくるかもしれないので、選定にあたってはよく考えなければいけません。

#### 委員長

- これまで、園章はエンブレムとして使われてきていましたが、近年の動向を見ていると、イラスト的なものが増えてきているように思います。しかし、園章とは、本来、象徴としての機能を果たすものなので慎重に選びたいと思います。
- 大人からは人の顔に見えるものでも、乳児期や幼児期（前期）の子どもには他のものに見えてしまいます。笑っている顔が描かれていてもそのことが認識されません。

#### D 委員

すでに他の園で選ばれているデザイン（例えば、矢橋ふたばこども園であれば「双葉」、草津中央おひさまこども園であれば「おひさま」と重複するデザインを選ぶときは考えた方がよいと思います。

### (2) 類似作品の確認について

- 草津市関連事業のシンボルマーク等の確認  
草津市が関連する事業のシンボルマーク等（ロゴ、キャラクターなど）と応募作品に類似するものがないかを確認しました。
- 応募者の類似の作品の確認  
他の公募において、応募者がデザインした類似または同一の作品が選定されていないかを、応募者の氏名と「園章」「校章」などのキーワードをもとに、インターネットにおいて確認しました。

※募集要項において、自作、未発表の作品に限定しており、受賞作品発表後、既に発表している作品と同一、もしくは類似の作品であること、他の著作権等を侵害していることが明確となった場合は、受賞決定後であっても取消することがあるものとしています。